	現	状	問題点	意見	実施時期	改善策·所管課
外部監査の結果	1	<del>-</del> -				1
1学校給食調理の民間委託とその経済的効果の考	異動により減少した 調理業務を継続する 間業者が代替した 検討することによっ	:区職員が引き続きる場合の経費と、民場合の経費を比較て計算するというも方によれば、平成1までの委託による節	職後も作業に従事するといった前提に成り立っているため、本来の経済効果を判断する材料としては問題がある。退職者の発生によって不足する調理職員は、新規職員採用などによって補充されることが考えられ、人件費	経費の比較に際し退職職員分は新規採用者の予想人件費に置き換え検討する必要がある。その視点で新規採用者の年齢を30歳に置き換えて再度節減額を算定した結果、平成13年度から16年度までの節減額は約2億9千万円ではなく約1億5千万円となり、当初の区の試算よりも少なくなっているが、一定の成果があることは認められる。		退職不補充により委託化を進めてきた経過から新規採用者の平均単価を用いて試算することも一つの方法であるが、実態として新規採用職員のみで給食調理業務を実施することは困難であるため、委託化による人件費の削減効果については、現行方式の職員の平均単価を用いた方法がより実態にあった試算と考える。
方法について (1)「就学援助」を 知らせるパンフ	族に私立小学校又	は私立中学校に在 さには、認定基準内 することとしている。 していても、特待生 が免除されている場 にれる経済的負担を	する者がいる場合でも認定される可能性があるという事実は、区民に広く周知されていない。	保護者へ配付されるパンフレットに記載して、 支援を受けやすくすべきである。		就学援助実施要綱を改正し、家族に私立小・中学校に在籍する者がいても、特待生など経済的な負担が免除されている場合、認定基準内であれば認定される旨を規定上明らかにする。 就学援助制度については、パンフレットの記載内容がわかりやすいものとなるよう見直し、保護者への周知を図っていく。 (学務課)
		から直接保護者に		保護者に金員を支給した後、再度給食費として徴収するのではなく、保護者の了解の下、区の支出を直接学校給食費に充当することも未納付を解決する一つの方法と考えられる。		現行制度でも学校給食費など学校納付金の未納を減らすため、保護者の了解を得た学校長からの要請に基づき、学校長が保護者に代わって受領できる方法を定めている。 対象者全員の就学援助費を学校長口座に直接支給する方式については、17年度から変更した経過はあるが、今後、指摘内容を踏まえ、課題整理を行い検討していく。 (学務課)
(1) 外部委託先に対する管理監督及び評価の方法について(1)委託作業のよ	は、業者が作成する 告及び調理業務確 よって衛生管理を中 が行われている。 一方、委託業者の 適否判断資料として 校長から学務課に	ら「給食実施状況報 記書」等の書類に 可心とする状況報告 の調理作業業務の には、年に一度、学 提出している「学校 で資料となっている。	る自己点検的な性格が強く、学校長や栄養職員が業者に対する日々の評価を行った結果の資料とはいえない。それらは、専ら衛生面に重点が置かれており、委託した業者の調理業務における衛生面以外については、「学校長意見書」が存在するのみである。		18年度	委託業者の評価にあたっては、学校長意見書のほか、学務課担当者の学校巡回や委託会社からの提出書類等からも、安定的な履行能力や衛生管理に関する従業員教育などを評価している。18年度契約に向け17年度では「学校意見書」と名称を変え、学校としての意見を記載するようにし、委託業者に関する従来の評価項目のほかに新たな評価項目も加えたところである。今後、業者評価の方法について更に検討を加え、19年度契約に反映させていく。(学務課)
3 (2)給食現場より (2) 学務課への報告 ルートの構築 (報告書 p 2 0)	現在、フォーマル 務課への委託業者 る定期的な現況報告	の事務従事に関す 5書がない。	ける日常作業状況に問題が生じた場合にお	学務課へのインフォーマルな形での報告はあるが、責任所在の明確化や問題解決のための迅速な対応をとるためにも、報告ルートの構築は不可欠と考えられる。		学務課担当者は、日常的な学校巡回や栄養職員との電話連絡等により、委託業者の現況について把握している。学校からの定期的な現況報告のあり方については、学校の意見も聞きながら検討していく。 (学務課)

	現状	問題点	意見	実施時期	改善策·所管課
資料について	にあたっては、施設設備の管理・点検	│チェック欄に×印があっても対処内容の記載			委託業者には年度当初の説明会で書類作成方法を指示しているが、不十分な点は委託業者に今後改めて徹底する。学校においても、委託業者の記載内容に基づき履行状況の把握・確認を適切に行うよう学校長・栄養職員に指導する。 (学務課)
4 (2)学校側の (2) チェック体制の 整備について (報告書p22)	チェックしたものを、学校長・栄養職員		委託業者の自己チェック資料を栄養職員や 学校長が点検することでその事項は充足されているとする考え方もあるが、自己チェックには 限界がある。契約業者が自己に不利な事項を 隠蔽し、報告しない可能性も否定できない。 学校としても委託業者の業務を定期的に チェックし、業者記載内容が適切かどうかを確 認するとともに、場合によっては学務課に報告 する仕組みの整備が必要である。		学務課担当者は、日常的な学校巡回や栄養職員との電話連絡等により、委託業者の現況について把握している。学校としても業者の履行状況を日々確認しており、その定期的な現況報告のあり方については、学校の意見も聞きながら検討していく。(学務課)
4 (3)学校関係者が (3) 作成、保管すべ き資料の状況に ついて (報告書p23)	存食・原材料保存記録簿、検収記録  表、学校給食日常点検表などを作成・	録簿、検収記録表、学校給食日常点検表は	、 栄養職員が学校で作成・保管すべき資料のうち、予算額執行計画書、保存食・原材料保存記録簿、検収記録表、学校給食日常点検表について、不備のない資料作成の徹底が望まれる。	ちに	学校において作成、保管すべき資料の内容を点検し確実に対応するよう、学校長・栄養職員への指導を徹底する。 (学務課)
制約について	委託方式へと移行してきた結果、学務		委託業者に対する適切な指導は安全な給食 維持に欠かせず、管理監督要員の増員など人 員配置等の柔軟な対応も考えるべきである。		給食調理業務のより安定的な履行能力を有する委託業者を選定することが大事であり、18年度契約に向け、契約事務手続を改善した。 (学務課)
	が、単年度のみの契約では運営上の 支障が生じる可能性があるため、3年 間同一校で調理業務を実施している。 2年目以降は単年度の特命随意契約 となるため、金額変更の機会が生じる。	降に金額の増加を行い、児童数の増加はある ものの、金額の上昇割合の方が高いケースが			18年度契約に向けては、業者との事前交渉の開始時期を前年 に比べ約1箇月早め、不調の場合の入札移行に備えた。 (学務課)
託仕様書について	者の資格要件は、調理師免許(栄養士	はこれに準じる集団給食に3年間パートで働き、調理師資格を取得した者であれば、業務			18年度契約では、業務責任者の資格要件を改め、公立小中学校の学校給食(自校調理方式)において、副業務責任者以上の経験を有することとし、より限定した条件を設定した。 (学務課)

		現	状	問 題 点	意見	実施時期	
			交代や、社員パート 行われている。	調理作業ではチームワークや栄養職員との 円滑なコミュニケーションが円滑な業務遂行を 支えるものである。このため、調理員の頻繁な 異動には学校の不満が多いと思われる。		18年度直 ちに	委託業者に対しては、業務責任者(チーフ)や副業務責任者(サプチーフ)については、受託期間中における異動はしないよう強〈要請した。(学務課)
		は、学校給食の入 規模として「集団給	札参加要件の経営 合食業または飲食店 上の営業実績がある 。	平成9年4月に設立され、選考基準の「5年以上の営業実績」の条件を満たしていない業者			18年度契約に向け、より適切な業者を選定するため、教育委員会に委託業者選考委員会を設置し、選考基準を設けてできるかぎり事前調査を行い、業務遂行能力を備えた業者を契約課に推薦することとした。 委託業者の選考にあたっては、都内の公立小中学校の受託実績を重視し、区内業者については5年以上の集団給食業務の営業実績をもって受託実績とするなど、選考基準の適否は客観的に確認できる情報を入手し、それに基づき判断したところである。(学務課)
	義務の譲渡につ いて	渡と再委託は原則 おり、当該事項がる で区の承認を得る。	禁止が規定されて あった場合は、書面 こと、また、区からは 知を出すことが定め	業者へと、委託先が変更(交代)していたケー			指摘のあった「口頭のみでは不十分」という点についてはそのとおりであり、現状では次のとおり事務処理を行うこととしており、今後はこうした手続を徹底する。 区との契約から生じる権利義務の譲渡等があった場合には、主管課において営業譲渡等の実施理由を確認するとともに、譲渡後の当該委託業務の実施体制について、契約相手方等から必要なヒアリングや書面を徴収し、契約継続の適否を判断する。主管課は、による適否の判断を踏まえ、承認・不承認(契約解除)の手続を契約課に依頼する。 契約課は、契約相手方等における譲渡等の手続が適正に行われたか否かの確認を行い、主管課の判断の合理性等を確認した上で、承認・不承認の手続を行う。(契約課)
(1)	る指導状況につ いて (1)決算報告の方 法と監査承認の	は、各学校ごとにままける。 会学校である である である (本語者から徴収する) には 我告書がる。 決算報告書の記	実施され、その管理 は栄養職員にあり、 管理する上では、給 付して相当の指導が ら。 する給食費は決算さ 保護は、学務課が 学校給食実務の手引	載されているが、その利用は統一されていない。また、監査員の監査を受けていない学校などがある状況が確認された。保護者への報告は、決算書を送付する形で行っている。	保護者に対する報告の明瞭性を高めるために、書式の統一化を区が指導すべきである。 私費会計とはいえ、学校業務の一環で実施されているものであり、その管理責任を遂行する最終作業として監査を受けることは必要である。PTA総会などで保護者の承認を受けることをもって、私費会計の管理者の責任が果たされると考えるべきである。 給食費の未収など給食費の実態を明確にして、保護者の理解を促すため、報告内容の充実化の余地があり、積極的に考慮すべきである。		これまで私費会計の取扱いは、各校の判断に委ねてきたが、今後は学校の事務分掌として明確化し、あわせて書式等についても統一化を図るため、必要な指導を行っていく。 (学務課)

	現状	問 題 点	意見	実施時期	改善策·所管課
(2) 告の実施につい   て	の決算において繰越金が多く計上された場合、給食費を保護者に返金すると規定されている。	具体的な金額基準がなく、給食1回分程度の 繰越とすべきという目安が指導されている。 年度末における不急不要の食材購入、納入 業者へ前倒しの形で資金を預け、報告書では	実際の繰越金は、年度末の食材購入などをせず、実態を正しく保護者へ報告し、その後の対応は別途考慮することが本来の姿である。業者へ資金を預けることは本来行うべきではなく、当該事実は新たな信用リスクの保有につながり、給食費を安全に管理する上では厳に慎しむべきである。		「学校給食実務の手引き」に即した対応を指導するとともに、給食費を繰り越す場合の具体的な金額基準について、学校を含め早急に検討する。また、業者への預け金は解消するよう指導を行い、今後、適切な対応を検討する。 (学務課)
	「学校給食実務の手引き」には、給食費の保護者への返金や追加徴収の事例が規定されている。		返金や追加徴収の計算根拠となる資料は、 保護者からの質問があった場合に速やかに回答できるよう、必ず作成し、一定期間保存して おくことが望まれる。	18年度	指摘内容に沿って、関連資料の作成・保管を指導していく。 (学務課)
11 (4)食材の保管、 (4) 管理状況について (報告書p35)	の際には、金銭の残高とともに、物資の残量も確認し、年度繰越を明らかにしなければならないと規定されている。	間をかけ使用されるものについては、年度末	棚卸や継続記録について十分な指導が必要であり、期中において食材の発注の効率化、使用期限の管理等のため継続記録による在庫帳の作成など全校統一的な対応が望ましい。	18年度	継続記録による在庫帳の作成など全校統一的な対応が可能となるよう書式を検討するとともに、「学校給食実務の手引き」に即して処理するよう指導する。 (学務課)
作成保管状況及 び検品手続につ いて	給食用の物資購入にあたっては、納入業者の選定が重要であると記載しており、その納入業者の要件として、物資の取扱いが安全・衛生的であることなど6	ず、納入業者と締結すべき契約書も完備されていない学校があった。納入業者の選定・管理を行うためにも、作成・保管を徹底することが必要である。手引きに沿った納入業者の選定・管理に多くの時間を費やすことは困難な	各校で納入業者の情報を共有できるような手立てを提供できる方法を確立し、栄養職員の 負担を抑えながら、納入業者の選択・管理に資		「学校給食実務の手引き」に即して処理するよう指導していくとともに、納入業者に関する効率的な情報管理や選定手続のあり方について検討する。 (学務課)
11 納入·検収出 (5) 納手続 (報告書 p 3 7)	支払業務は、その殆どが栄養職員によって管理されており、支払時の最終確認を校長・副校長などが行う形式になっている。	支払の承認書類を金融機関に預けてしまい、 手許に承認の証跡が残る書類がないケースが あったが、適切な保管が必要である。物品の 納品時・請求書の入手時に行う照合作業の 際、照合が適切になされた旨を証する証跡が 関係資料にない学校がある。		18年度	「学校給食実務の手引き」に即して処理するよう指導する。 (学務課)
11 金銭出納帳の (5) 管理承認 (報告書 p 3 8)	費会計に関する諸帳簿は公簿に準じ 作成するものとすると規定されている。 また、手引きには、毎月末日に出納簿	り、基本的に現金の支出取引はないが、一部 保護者による現金での給食費の入金取引が 存在するにも関わらず、金銭出納帳が作成さ れていない学校や、それに押印がない学校が	金銭出納帳の作成や出納簿の校長印の押印は、金銭取扱いの基本的な作業であり、早急に改善する必要がある。	18年度	「学校給食実務の手引き」に即して処理するよう指導する。 (学務課)

	現 状	問題点	意見	実施時期	改善策·所管課
12 備品の実在性 理の状況につ て (報告書p38)	ハ  固定資産であり、各校において適切な	給食室の調理機器に関する学校長保管の会 台帳内容と現品確認が相違する学校がある。 平成16年度において区の備品管理システムが変更され、備品コードも刷新されたが、旧コードのシールが貼られたままである。	品の照合を行い、確認が望まれる。		平成17年4月から新規に購入する備品については、現システムにおいてシールを印刷することができないため、新たな備品シールに新備品番号を手記する方法により、備品管理方法の変更を図っているところである。今後、システムの更新時にあわせて、改善を図っていく。 (収入役室)
13 委託業者所有 消耗品と公有 産の区別につ て (報告書p39)	聲  室内には区の所有する資産とともに、		業者持込の備品等については、リストへのピットクアップを義務化し、定期的に区と業者双方で、確認を行うことが必要である。		要託業者には持込備品等のリストアップを義務化し、学校には その確認を行うよう指導する。 (学務課)
14 ランチルームに ついて (報告書p40)			国庫補助や区予算により整備された施設であり、利用状況の少ない学校は具体的な利用計画の考慮を促すべきである。		ランチルームはバイキング給食など本来目的の利用に加え、保護者等による多目的な利用が行われている。今後、施設の有効活用に努めるよう指導した。 (学務課)
況について	状 清掃後、各学校職員が実施状況を確認するよう、学務課から書面で事前に 気 各対象校に依頼している。	作業委託は清掃後学校職員が確認後、区議検査員による検査が行われたところ、委託業者に問題があったのが主な原因であるが、7校中4校において検査後の一部やり直しが必要であった。	個々の認識を改めるような指導が望まれる。	18年度直 ちに	学校長に対し、職員による委託作業の実施状況の確認を、確実に行うよう徹底する。 (学務課)
15 (2)給食室換気 (2)清掃 (報告書 p 4 1)	前後、各学校職員が実施状況を確認	清掃対象の換気扇が8個あるにも関わらず、 委託報告書では6個の実施とされている学校があった。清掃時に発見された換気扇の故障の記載に対して、修繕などの対応もなされていない。	要である。 適切な情報のすくい上げなど報告書  の有効利用も気を配るべきである。		学校長に対し、職員による委託作業の実施状況の確認を、確実に行うよう徹底する。 (学務課)
15 (3)請求書の日 (3) について (報告書p41)		学務課に保管されている請求書の中に、日 付を空欄にして納品書と一緒に入手している 場合があった。請求日が空欄の請求書の入手		ちに	適時適切な請求書の受理について、職員の指導を徹底する。 (学務課)
	果に添えて提出する意見				
に伴う給食調理		学校用務職員の配置基準で、大規模校に1   名加算するケースにおける「大規模校」の基準   が明確に文章化されていない。	大規模校の配置基準について、明確な基準の設定が望ましい。 給食調理業務では民間委託により支出の増加を抑制したが、用務職の面では再任・再雇用者の活用という状況に止まっており、効率化推進の過程にあたっては総合的な視野に立った考慮が必要であり、継続的な取り組みが望まれる。		学校用務職員の配置基準の一層の明確化に努める。用務職員の退職補充については、今後も再任・再雇用職員を活用し、新規採用を行わずに対応していく。 (庶務課)

	現状	問 題 点	意見	実施時期	改善策·所管課
2 給食費の不足 に対する対応に ついて (報告書p44)	繰越金の報告が適切になされていない	ていない状況の根底には、給食費が不足した	, 例えば、担当者の不安を払拭するため、区から一定額を給食費充当分としてプールしておき、一時的な不足に際し各学校へ立替払いをして対応することも考えられ、これに限らず対応の考慮は必要である。		私費会計に対する区の指導・支援内容については、学校現場の意見を聞きながら、検討を進める。 (学務課)
員の現状及び事 務処理の効率化 について	が1名配置されているが、非常勤職員 は時間的に余裕がない傾向がある。ま	務処理の電子化も一つの方法であり、栄養価や食材費の計算、私費会計に関連する書類等の作成のために業務用ソフトを自費購入し	動務時間の短い非常勤の栄養職員については、負担する事務作業を効率化によって軽減させ、電子化や自動化できないような指導業務や調査研究業務に注力させるべきである。		非常勤学校栄養士の業務内容を見直すとともに、業務ソフトの 導入を含め作業の効率化について検討していく。 (学務課)
	台のPC(パソコン)が区から貸与されている。	区の貸与PC(パソコン)に、業務目的のソフトウエアを導入することは禁止されていない。 業務目的の判断者についての規定がないため、教職員は自らの判断で自由に導入できる 状況となっている。		済	荒川区庁内ネットワーク利用に係るセキュリティ実施手順を制定し、ソフトウエアの追加等にあたっては、所管課長から情報システム課長への申請・承認を必要とする手続が新たに定められた。(情報システム課) 教職員の貸与PCについては、庁内ネットワークとは別の教育用ネットワークに接続されているものであるが、ソフトウエアの追加等にあたっては、庁内ネットワークに準じた手続により管理する。また、資産管理ソフトを利用して、各PCへのソフトウエアのインストール状況について遠隔監視する。(指導室・学務課)
	確認書」には、日々の給食で余った残		残菜減少のために食事時間を延長することは、学校カリキュラムの編成もあり一概に是としがたいが、一考に価するものと思われる。		学校給食のメニュー・献立を工夫するとともに、児童生徒の食べ残しを減らし、必要な栄養を摂取できるよう、検討していく。 (学務課・指導室)
約期間について (報告書p47)	の一定年数を経過した学校の業務委	指示に対する適切な対応が可能になるまでに 1~2年を要すること、3年目以降にその成果	優良な業者で学校側の継続希望が相当程度 強い場合には、客観的評価方法の構築・適 用、契約金額の妥当性の検証等を前提として、 契約期間の延長を可能にする制度を検討する ことも必要である。委託期間についても柔軟な 対応を可能にし、安心して給食を提供しうる形 が制度として望まれる。その前提として、委託 業者を適切に評価するシステムの構築が必要 になる。		委託業者の履行状況を評価するシステム構築を検討していく。また、履行状況が優良な業者との契約を更に延長することについても、検討する。 (学務課)
年数とその交換 について (報告書p48)	方式を採用し、調理作業のみを民間委	を組んでいるが、導入から24年を経過したものもあり、耐用年数を上回って使用しているも	中長期的な視野に立ち、設備の入替計画を 考慮する必要がある。学校間の距離が短い ケースも存在するため、学校給食の質を低下させることなく調理作業をどちらか一方に集約す るなど、設備の共有化と老朽化設備の入替えと をあわせて、考慮することも一考に価する。		給食設備については、経過年数や使用状況、修繕の状況など 総合的に勘案しながら、毎年度計画的に入れ替えしている。調理 作業の集約化は、自校単独調理方式の基本方針を変更するもの で、衛生管理上の問題もあり事実上困難な課題である。 (学務課)